

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）における核燃料物質の使用変更許可申請に関する面談」
2. 日時：令和2年1月17日（金） 17：00～17：40
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 材料試験炉部 課長 他3名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. 配付資料
資料1 核燃料物質使用変更許可申請の内容について

時間	自動文字起こし結果
0:00:10	時原子力規制庁の本田です。それでは原子力機構大洗研究所においてける。各燃料物質使用変更が申請の内容について面談を始めたいと思います。よろしく願いいたします。
0:00:27	それでは原子力機構の方からまず御説明お願いいたします。
0:00:34	原子力機構をアンカク部のナカムラです本日はみんなのご対応ありがとうございます。本日の内容なんですけども、大洗北地区の方で今使用変更許可申請について今検討しております。
0:00:51	そう中で以前面談のほうで何回か御説明させていただいたんですけども、ちょっとJMTRの冷却塔のトラブル等々もございまして、時期的に少し立ってしまったということもあって、ちょっと申請内容についても若干、
0:01:07	追加するような部分もございまして今回はそれについてご説明させていただければと思っております。店の方から担当者きておりますので担当の方から説明させていただきます。
0:01:23	大洗材料試験の部の松井といいますともうよろしく申し上げます。それを今回もですね変更許可の内容について御説明させていただきます。まずですね、9月18日以前ですね面談のときにですね、ホットラボの変更を急いでいたということで、
0:01:41	所HotLegのほうでは照射後試験を削ることがあったのでそれは前税務Tr編の方にもですね。波及するのでそちらのほうへ見直したというのが前の説明でございました。今回ですねNmとの方も法令報告等ございましたので、
0:01:59	それと、それまではちょっと申請はできないということと言われてましたのでそちらの方の期間がありましたら9月18日の面談のときにですね。照射試験はどうするのかという話がございまして、照射後試験のほうについてはその期間がありましたので、今回追加ができる。
0:02:18	ということでそこを説明させていただくということでちょっと今回お話しさせていただきました。
0:02:23	それではですね、まず、
0:02:26	今回の照射試験を削除する方向も含めてですね、御説明させていただきたいと思います。まず原子力機構の方で重点化集約化を進めていきましてですね、中期長期的な計画に躊躇計画ですね、JMTRほとんど
0:02:45	についてはですね、廃止というふうに決定しまして、去年の9月18日に廃止措置計画認可申請の方させていただきました。それでですね。JMTRのほうではこの許可変更に記載されているところのこの

0:03:00	小冊子系照射設備の方も含めてですね。照射後試験等を削除するという内容ではですね、2番の使用の目的及び方法で6番の使用済み燃料の処分の方法、7番の核燃料物質の使用施設の敷地
0:03:19	構造及び設備及び8番の各燃料物質の貯蔵施設の位置構造及び設備について見直しを行うということでございます。本文のほうに措置になります。それとですね。照射試験を削除ということから、技術的能力の1から説明の被ばく表
0:03:39	今まで照射試験を行っていたのですが、かなり出場してる消雪面倒資料を線源とした作業時の被ばく、それと一般公衆の影響評価ということに変更させて見直しをさせていただきました。これは簡単な概要になってございます。
0:03:56	続きましてですね、申請の方の内容のほうでございしますが、共通編のところ、このJMTRをこっち拠点につきましてはJMTRのほうの変更だけのところをちょっとピックアップさせて説明させていただきますとですね、まず添付資料の書類のほうの1のほうにつきましては、
0:04:14	商品性設計の評価に係る作業時間、これを今まで48時間としての40時間というふうに
0:04:24	変更します。これ土日の方の週休2日に場合、なったことからの主な作業時間が40時間に減ったということでそれを政党の容量等々ですね整合を図るということで、今回見直しをしております。
0:04:40	あと二つ目のほうでは市技術者数と有資格者の最新情報ということで、去年の12月時点の方の人数を反映させていただいてます。それと、添付資料3の障害対策所これについてはいろいろございしますが、一応先ほど言いました記帳者済みね。
0:05:00	資料のほうのものを含めてですね、線量評価の見直しを行っております。
0:05:07	それと、引き続きまして、JMTR編のほうでございしますが、もう少しちょっと詳しくさせていただきますと、先ほどの使用の目的及び方法の内容としまして、照射試験と照射済みの核燃料物質の貯蔵ですね、一つにまとめて核燃料物質の貯蔵にまとめて
0:05:26	調査試験と先生方式を削除すると、この照射試験でございしますが、調整設備の削除がございしますが、未調整へ燃料試料とですね、照射済み燃料資料がまだ残りますので、この部分と先ほどの使用済み核燃料物質のAMもものを合わせまして、核燃料物質の貯蔵というふうの一つにまとめさせていただきます。
0:05:46	それとですね、核燃料物質のホットラボに引き渡すIまでの間は貯蔵施設に保管するというふうにはですね、前回の目面談のときに、ご指摘指導ございましたように、

0:06:00	ホットラボでなのっだけの目的で渡すのかということでは記載はいらないと、ホットラボ編のほうに記載するんですけどいらないということで、こちらのよう形に書き直しました。それと商社目的使用目的を終了した核燃料核分裂性
0:06:18	計数管についてホットラボ引き渡すまでの間は貯蔵施設に保管するというふうについてしております、こちらのほうのどこに保管するということも記載ございませんでしたので今回追加させていただきます。
0:06:31	裏面のページでございますが、6の使用済み燃料の処分方法でございますが、照射試験に使用した照射済み燃料試料はホットラボ施設に引き渡すかがいらっしゃに引き返却する。
0:06:46	それと、消費者の中性子束測定に使用した核燃料物質及びその他の主要目的終了した核燃料物質は最終的に廃棄物として廃棄物管理施設に移送するというふうに文言が書いてございましたが、これをですね、貯蔵する核燃料物質及び使用目的を終了した各d核分裂係数顔は、
0:07:06	本当に引き渡すというふうに変更してございます。
0:07:09	それと、7番目の核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備の変更でございますが、バックアップ諸設備とエックス線測定装置室の削除するということで、操作し経営招請準備室においてですね、西庁舎核燃料物質の受け入れ作業というのを削除
0:07:29	させていただきます。これは照射試験を行わないということで、こちらのほうへ削除しておりますと8番、8番目の項目の核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び説明のほうにつきましては、使用の目的の変更に伴う記載を見直して核原料物質、
0:07:49	核分裂計数管の貯蔵する設備、これを町営貯蔵施設に来てたのを貯蔵する設備を追加させていただきまして、見直しさせていただきます。
0:08:02	あとですね、ちょっと旧バージョンになってしまうんですが、一応今回の変更について二乗と29条のほうの追記をさせていただいていると6A棟、
0:08:15	それとか障害対策所のほうの変更としまして、かなりの声をかなり貯蔵している。
0:08:23	照射済み。
0:08:25	燃料仕様を宣言して再評価すると考えその破損させた想定事項のほう再評価しております。ただ、この5番6番、7番目の今後のものにつきましては、ご指導がありまして、2条から29条については、添付資料1のほうに直して
0:08:43	記載するというふうなお答えでございますが、ちょっとそこら辺のほうの中身だとちょっとわからないので、今日、今回の面談で少し確認させていただければなと思っておりますので、思っております。審査の方ですね機構内のほうの審査

	の手続きを行いましてそのあと申請させていただくということで、別途契約しております。
0:09:04	以上になります。
0:09:14	規制庁のホンダですねと御説明ありがとうございました。
0:09:17	原子炉施設のJMTRが去年の9月に廃止措置計画認可申請を行ったというきっかけがあって今回の
0:09:32	変更を今計画されているというふうに理解しましたが、
0:09:40	それでよろしいですね。
0:09:44	松井です。その理解でいいんですが、またその前にですね、ホットラボの方法の変更につきましては、ご指導がありまして、ただ現状に合わせるように変更してくださいというふうな御指導がありましたので、それに引きずられているというところもございます。
0:10:06	規制庁の本田です。ありがとうございますと。
0:10:10	ちょっと基本的なことで恐縮ですけどそのJMTR施設等そのホットラボを施設、二つの施設というのは、
0:10:21	全くそう関連のない施設なのか或いは密接に関連している施設なのかとかちょっと教えていただけますか。
0:10:30	線路支局のマツイです。JMTRホットラボにつきましては、ちゃえかなりで繋がっておりますので、密接な関係があると言えれば課税密接な関係がございます。今後ですね廃止措置のほうを進めていくというものです、成功線量のものにつきましてはホットラボに持っている。
0:10:49	で解体するということも検討しておりますので、線量が高ければ、その双方でできませんので、ホットラボのホットセルの中に持っていただく解体するというようなことも考えてございますので、そちらの方考えますと密接な関係になると考えられると考えております。
0:11:08	規制庁の本田さんありがとうございますけど今それは廃止と廃止措置する作業の中で発生した。
0:11:16	高線量のはちょっとラボに
0:11:20	赤に持って行って解体するとそういうことでよろしいですか。
0:11:25	0支局のマツイです。方で考えております。あとは燃料を示すここにも書いてございますが、照射済み燃料資料等をホットラボによる引き渡して、集約施設のほうに渡すというようなこともあろうとトラブルで利用させていただこうと考えております。
0:11:44	ありがと規制庁のほうですありがとうございました。
0:11:46	そしたらちょっと

0:11:48	御説明のあった中でちょっと確認したいんですが、(2)、2 ポツの(2)で、
0:11:55	目的を変更しますと、目的と方法変更しますっていうのが幾つか挙げられてるんだけども、
0:12:02	いつ最初のポツで照射試験等、
0:12:07	使用済み核燃料棒質の貯蔵を
0:12:11	核燃料物質の貯蔵にまとめると。
0:12:15	そのあとに照射試験格好照射
0:12:19	設備と照射後試験を削除するという
0:12:24	変更内容を考えてらっしゃるんだけども最初のちょっと
0:12:29	照射試験と貯蔵を核燃料物の貯蔵をまとめるっていうのはちょっとどういうふうな感覚なのかちょっと
0:12:37	わかんないもんでございますが、
0:12:39	材料試験炉の松井です。中性子系のほうにつきましては、照射試験に所設備ましよう招請試験するための照射設備とですね、それを調整するための未照射燃料燃料資料と、それと、照射し終わった後の照射済燃料資料というのが、
0:12:57	これから照射試験の中にグループの中に入っておりますので、今回調整設備の法制と削除させていただいても、消費者しようとしていただき照射燃料試料とですね招請終わった照射済み燃料資料というのが貯蔵のほうで残ってしまうということなので、
0:13:15	そちらの方と今までの使用済み燃料試料の貯蔵の方を一緒にして貯蔵をさせていただくということ。
0:13:22	ことでございます。
0:13:51	規制庁の本田です。そしてもう1個の丸2の
0:13:58	その①と2ポツの(2)のルールにの処分使用済み燃料の処分の方法のところで、
0:14:06	現元気許可はいろんないろいろと使用した燃料っていうのはそのホットラボ施設に引き渡すか依頼者返却する。
0:14:18	及び最終的には、
0:14:22	廃棄物管理施設にそうすると、
0:14:25	いうことを
0:14:28	変更してホットラボ施設に引き渡すというようなことに変更されるっていう計画でいらっしゃるんだけどそういった今の
0:14:40	依頼者に返却するとか、
0:14:42	或いは廃棄物管理施設に移送するっていう行為はもう
0:14:48	今後発生しない。

0:14:50	ため、
0:14:52	こういった記載に変更するっていう理解になるんでしょうか。
0:14:58	廣木の部の松井です。基本的にですね今まで照査したものをホットラボに引き渡す前に調査依頼者の方に渡すというところでございましたが、これについてはもう照射もしてませんし、所詮いらっしゃるに渡すということでございます。これはもうすべてカットさせていただくと。
0:15:15	ということと、中性子束のほうの核燃料、フィッション順番なんですが、これにつきましては教科書上のほうには最終的に廃棄物として指定管理区営管理施設の方に移送するというふうに書いてございますが、今そのところで、
0:15:32	一つの核燃料物質は引き取ってもらえないので、
0:15:36	そうなので、今回集約施設の方に持っていかなきゃいけないというふうなことで、MARK集約施設に持っていくためにはまずホットラボ引き渡してホットラボの方からホテル部編の方に集約説明引き渡すということも今後考え直していただいて、
0:15:52	それでもっていくとJMTRとしてはホットラボに引き渡せばホットラボさんのほうの人ホットラボ編のほうの目的のところ、どこに持っていくということとできるということで、前回の面談ですというときにですね、そういうふうは今という値とご指導ありましたので、
0:16:11	そちらのほうに今回の目的というのは全部削除させていただいて、本当に引き渡すという単純な明記させていただいております。
0:16:32	そくて規制庁の石井です。今回でその照射試験を削除するということ。
0:16:40	読み取れたんですけど、
0:16:45	使用の目的として何かこれ以外に何か残っているものとかありますか。なんか貯蔵だけになるっていう理解でいいのか、その照射試験は削除するけれども、ほかに何かこういう目的で使用することは考えてますとかそういったことは、
0:17:01	あるんでしょうか。
0:17:03	よろしければ、松井です。まずですね使用の目的のほうにつきましては三つございまして今、今の現在のほう三つありまして、調整試験と各燃料物数じゃなくて、中性子束を測定するための中性子束を測定するという目的とそれと今照射事務系核燃料物質
0:17:23	ちょうど点が三つございます。これのうちですね照射試験と、先ほど言いました照射済み燃料資料のほうの貯蔵ですね、これを一緒にさせていただいて、中性子束の測定につきましては、
0:17:38	これについてはまだ廃止措置の認可がおりてませんので、これを月に1回ずつ中性子束を測定するというふうな議論がございまして、これについてはちょ

	<p>っとまだ後ができないということで、こちらのほうはこのまま残させていただいております。ですので、任期終わりましたら今の今、</p>
0:17:57	<p>青いております。非常に現場のほうにつきましては、これも終了が終わったものということで貯蔵のほうにさせてもらうというような形に持っていきたいと考えてございます。</p>
0:18:10	<p>宇宙ですわかりました。あと他にですね、</p>
0:18:17	<p>2 ポツの括弧 2 以降でJMTR変更中予定でいろいろと記載されているんですけども、その中でホットラボとの関連を結構、</p>
0:18:28	<p>書かれていて、今さっき学年の</p>
0:18:35	<p>処分といいますかホットラボにもっていけますっていう話があって先についてはまだホットラボ編のほうに書いてもらうと考えるとこうってことであつたんですけど、現状でそのホットラボ等の</p>
0:18:51	<p>記載ぶりといいますか、申請書の中での関係部量これどんな感じになってるのかっていうのがちょっと教えていただきたいなと思って、例えば</p>
0:19:01	<p>2 ポツの(2)の①のその目的の変更のところ、ホットラボに引き渡すまでの間貯蔵設備の保管であるとかホットラボに引き当て数までの間、ちょっと御説明他云々QARもいろいろあるんですけど。</p>
0:19:16	<p>この辺の関係はもうホットラボのほうでも何かこう、JMTRから例えば持ってこられたものはこうするとか、そういったものが反映されてたりするのか、それとも先にこのJMTRの変更が、例えば許可されてから、それを踏まえて、</p>
0:19:33	<p>ホットラボのほうでも、これを踏まえて、ホットラボJMTRから来るものをこうしますっていう変更がまた来ると、そういった</p>
0:19:42	<p>ことになってるのかちょっとその辺の感触をお聞きしたいんですけども、</p>
0:19:47	<p>よろしければ部の松井です。これにつきましてはですね、実際にはですね、核燃料物質の方については、今集約施設の方に持っていくということで計画してございますが、主力施設Aという9月18日の面談のときにですね、集約設備持っていくという目的を書かせていただきます。</p>
0:20:07	<p>頼んだんですが、これについてはまだ集約移設がどこにあるかと決まっておらず、受け入れのときの許可変更も必要ですよということで、その集約施設が決まってホットラボのほうのところから、どこどこに送ることが決まらない限りは、かけませんという。買い手だめですというふうなご指導ございましたので、</p>
0:20:26	<p>今回については、ホットラボのほうのまだそこは決まってないんですかって書いてございません。ただ、所JMTRとしては、本当に引き渡すというところまで、ここで演技ということでさせていただくということで、それが決まるまではちよとささせていただくということで、前のほうで調査し、</p>

0:20:43	しなきゃいけないので、その貯蔵をそうしましょうということの引き渡し貯蔵しますよということを明記させていただいているということでございます。
0:20:58	規制庁石井です。ありがとうございますっていうのと
0:21:02	なんかちょっと1個気になったのは、そのJMTRの変更プラスで、そのホットラボの変更も、これ
0:21:13	当JMTRの
0:21:17	県と合わせてホットラボの件もあわせて聞いているかちょっとわからないですが、ホットラボの内容も合わせて変更。
0:21:24	同時に変更申請出てこないのかなという疑問がちょっとふと思い浮かんだんですけどその辺はどうなんでしょうか。
0:21:31	Theよろしければ、松井です。基本的にこの9月18日にですね、ホットラボの方法の変更については施工説明をしたということで、今回は大人のほうの説明は割愛させていただいているということでございます。
0:21:47	わかりました。すいません、あともう1点なんですけれども、日え一つとは1ポツのはじめにのところもうにもあるんですけど、被ばく評価の見直しを行うとあって、1ポツのところではその照射試験を削除することから云々とあって、
0:22:07	最後の文章のところでは、一般公衆への影響評価に変更して見直しを行うとあって、この部分だけ読むと、多分これまではその照射試験に係る破損事故の関係で、例えば従事者に脳被ばくなど、
0:22:25	どうだっていう評価をしたものを、一般公衆に対する影響評価に変更して、従事者のものは評価せず、一般公衆のものを評価して記載しますっていう形に読めたんですけど、ただその一方で、その裏面見ると、
0:22:43	日本⑥のところですかね、ここでは一応その従事者の内部被ばくであるとか外ばくに関して、再評価するとあるので、一応、
0:22:56	要は見直し、
0:22:59	概要は何を
0:23:00	どうするのかっていうのがをもって裏面の文章からちょっとよくわからなかったんですがこのへんちょっと教えていただければと思います。
0:23:08	試験の部の松井です。初めのほうに書いてございますのは、説明当初被ばく評価をですね、今まで詳細資金でやってきたんですが、かなり上場してる今後ですね、照射試験を削除するので。
0:23:24	かなり所蔵してる現状資料線源として評価最終評価させていただきますということでございます。ですんで、ホットラボのほうの従事者の方の被ばく評価というのが、それお願い始めのところの文言で及び高の方については、それを破損事項として、

0:23:43	一般公衆の方に変化等へ影響評価をしたという二つを書いてございまして、しさの裏面と同じ内容のつもりで入ってございます。
0:24:23	規制庁の形で見れず、今のホンダと溢水からですね、ご質問させていただいた内容は、いずれもちょっと話を聞いている限り、やはり文言で書いてるだけではなかなかわからない点なのかなと思います。
0:24:40	この点については十分にわかるような形で新生児に記載内容を御配慮いただきたいと思っておりますので新旧対照表のほうになかなか表現しづらいということであるならば、変更の内容とか変更の理由っていうところを各段があるかどうかと思いますので、そういったところで表。
0:25:00	現するとか、それ以外の方法もあると思うんですね。その点をちょっとご留意をいただきたいなと思いますんで同じか同じようなないかとかっていうのもちょっと表現が変わるとわかりづらかったりしますので、しっかりと審査を進める意味でもちょっとその点についてご協力をお願いしたいと思います。
0:25:19	すいません今回のこのチームの変更等へとホットラボの抵当変更はと同時に出てくるという理解でよろしかったですかね。
0:25:34	松井です。そのつもりで進めております。
0:25:40	規制庁のクルスミですわかりましたでもう一つちょっとまだ見通しが立っていないのかもしれないんですけども、大洗のその最終的なその集約施設の検討状況とか、いつ頃何か決まるのかとかっていったスケジュールのめどというのは今お持ちですし、もちろんいらっしゃいますでしょうか。
0:26:04	原子炉容器公安各盤水槽のナカムラです。県のほう集約施設の方はもちろん検討してございまして、この場でいつまでというのはちょっと私のほうから、
0:26:16	ちょっと話はちょっと把握できてないので、できないんですけども、早々に決めますということで拠点の方を中心にしたとバックエンド統括本部という部署がございましてそちらの方と合わせて客先について検討しているというような状況を伺っております。
0:29:09	はい規制庁のクルスミです。今後のスケジュールについての言及が資料にございます。機構内のてる審査等の手続き後に申請するという事なんですけども、どのくらいのスケジュール感を新生児期を見込みでしょうか。
0:29:28	よろしければ、松井です。これちょっとこのもん期間につきましては、今ですね使用施設等の位置、構造及び食べ設備の基準に関する規則の22条から第29条のほうを添付資料書類の1のほうに、
0:29:47	持っているものといくようにという御指導があるというふうにそれで今回玄海県さんが補正申請をしたという話を聞いてございますので、そちらに合わせるようにという話があるかと思います。そちらのほうの変更のほうですね。

0:30:04	原研さんの方等、そのプルーム、その前に送りました。という格差件ですが、核サ研のほうの書きっぷりがちょっと若干違うとかというのがございましたのでそちらのほうをちょっと設計なんかちょっとお話しさせていただいて教えていただいでですね。
0:30:22	それに合わせて申請しようと思っております。そのそちらのほうの移行する作業が終わって、もう一度社内の方をしなきゃいけないということでございますので、今のところうまくそれがなければ、もう2月に持って申し上げる申請しようと思ったんですが、
0:30:41	雇用すると少しもうちょっと遅くなるのかなという感じでございます。
0:35:02	規制庁のクルスミです。うち、今後ご予定されていらっしゃると思います。変更許可申請の内容については、御説明をいただいたところなんですけれども、JAさんの方から今回の面談を通じて確認したかった事項とかその他の
0:35:22	がございますでしょうかそれとも単に御説明をいただいたということでよろしかったでしょうか。いかがでしょうか。
0:35:44	当原子力機構へ案攪拌水槽のナカムラです。今申請書のほうを準備してございますけども、技検さんの方にも御指導があった使用許可を申請書の中に記載のある安全対策保障私策所、
0:36:04	これの位置付けについて確認させていただきたいと思います。今のその法令上と照らし合わせた場合に
0:36:13	審査基準の移行とともに雨対策所障害対策所の余計なくなったというふうにしてしてございますけども、バックフィットがない関係でちょっと今残っているというのを来た地下曲げ系もそうだったんですけども、っていうのが現状になっておりまして、
0:36:28	なぜ前回のその原価県の時にええとまあそういったものについては今の総添付書類1の基準の適合性の中にある程度がさせるような形で申請をいただきたいというふうなご指導いただいたと思っておりますので今回往来気体についても同様の対応というふうにも今また我々のほうでも検討して、
0:36:48	ございますけど、こういった理解でよろしかったでしょうか。
0:36:54	規制庁の本田です。今の理解でいいということでこちらとしてはそのつもりで原価県さんにも種指示はしましたし、今回の大洗北地区における、
0:37:10	記載のほうもそれも同じような形でお願いしたいと思っておりますので認識はその認識でお願いしたいと思います。
0:37:22	機構の中村です。誤開等について承知いたしました。
0:37:34	ほかに何かございますか減。
0:37:37	原子力機構さんからも何か。
0:37:39	ほかにあれば、よろしいですか。はい、わかりました。それでは

0:37:44

質問等ございませんようなので、これで面談を網羅してさせていただきたいと
思います。ありがとうございました。